

今年の夏休みは8月27日(水)まで



市立の小中学校・幼稚園では、平成19年度から二学期制を導入しています。この二学期制では、前期と後期の二つの学期の間に秋休みを設けることから、夏休みを2日間短くしています。

平成20年度は、8月30日・31日が土曜・日曜となることから、夏休みを8月27日までとします。8月28日から前期の後半が始まりますので、ご注意ください。

平成20年度2学期制スケジュール

前期……………4月1日～10月15日
学年始休業日…4月1日～4月7日
秋季休業日…10月14日～15日
学年末休業日…平成21年3月27日～3月31日
☎ 学校教育課 ☎ 32-1907

後期……………10月16日～平成21年3月31日
夏季休業日…7月21日～8月27日
冬季休業日…12月25日～平成21年1月7日

子ども見守りボランティア募集

地域の子どもたちを温かく見守っていただく「平成20年度宇城市子ども見守りボランティア会員」を募集します。現在、27人の会員が活動しています。

応募資格 子どもが好きな人なら、どなたでも

申込期限 3月31日(月)

活動内容 児童・生徒の登下校時の通学路巡回、子どもたちへのあいさつ、不審者の情報提供など

その他 会員には委嘱状を交付し、ボランティア保険に加入し、ベスト・腕章・帽子・名札を貸与します

☎ 生涯学習課 青少年係 ☎ 32-1934



※ JR松橋駅駐輪場美化活動ボランティアも募集しています。「無理をせず、できることから」ボランティア活動を始めてみませんか。

マイ箸運動協力法人の募集について



私たちが使う割り箸の大半が中国で生産され、割り箸生産のため中国の森が消えている現状です。割り箸を使わない「マイ箸」運動を展開することで、森を守り地球温暖化の要因とされる二酸化炭素を削減することができます。

宇城市役所では、全職員マイ箸を持参し、マイ箸運動を実践しています。今できる、誰でもできるマイ箸運動を、あなたの事業所でも取り組んでみませんか。

☎ 環境衛生課 ☎ 32-1598

宇城市内の交通事故多発!

宇城市で、交通事故が多発しています。今年に入り、すでに2人が亡くなっています。いずれも歩行者・自転車走行中の人でした。

車を運転する人は、ゆとりを持ち高齢者や子どもたちに道を譲るなど、安全と思いやりのある運転を心がけてください。

歩行者・自転車の人は、明るい服装や反射材用品などを着用しましょう。また、自転車の点灯は、自らの位置を相手に知らせることもなります。

シートベルトとチャイルドシートの正しい着用、走行中の携帯電話の使用禁止、飲酒翌日のアルコールチェックなどを心がけ、安全で安心な社会をつくりましょう。

「飲酒運転は、犯罪です」



平成19年度の宇城署管内人身事故発生件数 965件(-12件)
内宇城市の人身事故発生件数 434件(+11件)
死者 5人(+3人)
負傷者 582人(+10人)

☎ 危機管理課交通防犯係 ☎ 32-1766

家屋の新築や増築・解体などの変更はありませんか?

家屋の解体に関する届出書

平成 年 月 日	納税義務者 氏名	住所	電話番号 ()
宇城市 番地	同前田 様		

下記のとおり家屋を解体しましたので届出します。

所在地	宇城市 番地
解体年月日	平成 年 月 日
家屋の種類	専用住宅・併用住宅・事務所・店舗・工場・倉庫・附属物・その他
構造	木造・アログ・鉄骨・軽量鉄骨・鉄筋コンクリート・鉄骨鉄筋コンクリート・その他
① 階	日本瓦・タタキ・洋風瓦・30・1・着色屋根瓦・その他
② 階	平屋建・2階建・その他
所在地	宇城市 番地
解体年月日	平成 年 月 日
家屋の種類	専用住宅・併用住宅・事務所・店舗・工場・倉庫・附属物・その他
構造	木造・アログ・鉄骨・軽量鉄骨・鉄筋コンクリート・鉄骨鉄筋コンクリート・その他
① 階	日本瓦・タタキ・洋風瓦・30・1・着色屋根瓦・その他
② 階	平屋建・2階建・その他

上記のとおり届出ないことを証明します。

証 年 月 日	平成 年 月 日
明 住 所	
者 氏 名	(名刺)

注 ① 該当する項目がある場合は○印で囲んでください。
② 家屋を解体してから14日以内に提出してください。
③ 証明書は、第三者(解体業者・土地家屋調査士・役員・隣人など)から証明を取ってください。
④ その他不明な点は宇城市役所税務課・市民センター又は各支所資産税係にお問い合わせください。

固定資産税は、毎年1月1日に所有している土地・家屋・償却資産に課税されます。

平成20年1月1日までに家屋を新築・増築した人で、市または県から家屋調査を受けていない人はいませんか。

もし、家屋を解体して滅失登記をしない・未登記家屋の解体を届け出ない場合は、そのまま課税されます。また、未登記家屋の所有者変更を届け出ない場合は、前の所有者に課税されます。

このように固定資産に変更がありましたら、早めに税務課資産税係までご連絡ください。

☎ 税務課資産税係 ☎ 32-1111 (内線 1175 ~ 1177)

滞納家賃の支払いと住宅明け渡しを求め、6人を法的措置

市営住宅使用料を滞納されている人に対しては、平成16年度から法的措置に取り組み、昨年度までに住宅明け渡しの判決が出た人が7人、家賃支払い命令が出た人(退去者)が2人、分割納入の和解が成立した人が38人となっています。その内、今年度までに5人が退去しており、分割納入が履行されていない3人に対して、現在、明け渡し請求を行っています。

【平成19年度法的措置の結果】

提訴および調停申し立ての期日 平成19年12月26日付け
調停・裁判の期日 平成20年1月22日～2月7日
法的措置の内容(滞納額などは平成19年12月3日時点)
明け渡し判決が出た人…1人 調停により和解した人…5人
滞納家賃の請求総額…1,405,500円

※滞納を残したまま退去されている人につきましては、裁判所の支払督促発送後、支払いがない場合は動産執行(給与差し押えなど)を行います。
※今後も悪質な滞納者に対しては、強い姿勢で法的措置に臨んでいくことになります。また、昨年度までに法的措置を行った人で、明け渡し判決が出た人や、支払いが滞っている人に対しては、強制退去を順次行っています。皆さまのご理解とご協力をお願いします。

☎ 都市整備課住宅管理係 ☎ 32-1111 (内線 1263)

